

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 136 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 136 条第 2 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

また、下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 10 月 23 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 84 号

対象土地 京都市上京区東堀川通一条上る堅富田町
420 番

京都市上京区元誓願寺通油小路西入仲之
町 460 番 14

2 関係人の氏名又は名称

角倉智之

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る実地調査及び意見聴取等の
期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

また、下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 4 0 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 4 0 条第 6 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 8 4 号

対象土地 京都市上京区東堀川通一条上る豎富田町
4 2 0 番

京都市上京区元誓願寺通油小路西入仲之
町 4 6 0 番 1 4

2 関係人の氏名又は名称

星出伊代子

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査及び意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

また、下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 4 0 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 4 0 条第 6 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 8 4 号

対象土地 京都市上京区東堀川通一条上る豎富田町
4 2 0 番

京都市上京区元誓願寺通油小路西入仲之
町 4 6 0 番 1 4

2 関係人の氏名又は名称

織田米子

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査及び意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。